

平成20年度国民医療費における推計方法の主な変更点

|            | 変更点                              | 概要  | 詳細   |
|------------|----------------------------------|---|--|
|            | 公費負担医療給付分                        |   |  |
|            | 中国残留邦人等に対する医療支援給付の追加             | 平成20年4月1日より「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第14条第4項の規定により、中国残留邦人等に対し公費による医療支援給付を行うこととなったため、これらの推計部分を追加した。               | ○実績値(社会援護局保護課)を基金年報(4-3ベース)(社会保険診療報酬支払基金)の入院、入院外、歯科、薬剤、食事療養で各々割り振る仕組みを追加した。  |
|            | 肝炎治療特別促進事業による肝炎患者への公費による医療費助成の追加 | 平成20年度から肝炎患者に対し、インターフェロン治療に対する医療費の助成を行うこととなったため、これらの推計部分を追加した。  | ○実績値(健康局疾病対策課肝炎対策推進室)を基金年報(4-3ベース)(社会保険診療報酬支払基金)の入院、入院外、歯科、薬剤、食事療養で各々割り振る仕組みを追加した。   |
| 制度区分別国民医療費 | 医療保険等給付分                         |   |  |
|            | 医療給付受給者状況調査(旧社会保険庁)の廃止による変更      | 医療給付受給者状況調査が平成19年度で廃止となり、医療給付実態調査に統合されたことから、それに伴う推計方法を変更した。   | ○労働者災害補償保険法(13条)の療養補償給付など、労災関係の決算額は総額しか把握できないため、医療給付受給者状況調査(旧社会保険庁)の1日当たり点数に患者調査(統計情報部)の労災患者数等をかけて入院、入院外、歯科等の割合を求めていたが、医療給付受給者状況調査が廃止になったことから、医療給付実態調査(保険局調査課)を基に推計を行うように推計方法を変更した。                            |
|            | 後期高齢者医療給付分                       |   |  |
|            | 後期高齢者医療制度の創設による基礎資料の変更           | 後期高齢者(75歳以上と65歳以上の障害認定者)については、老人保健制度が廃止され、平成20年4月より後期高齢者医療制度が創設されたことにより入力データの見直しを行った。                                       | ○老人医療事業年報(保険局調査課)から後期高齢者医療事業年報(保険局調査課)に入力データを変更した。なお、平成20年4月以降に遅れて請求のあった旧老人医療のレセプトについては、別途データ提供を受けて国民医療費に計上している。   |
|            | 患者負担分                            |   |  |
|            | 各種入力データの変更                       | 後期高齢者医療制度の創設や、医療給付受給者状況調査の廃止などにより、それに伴う推計方法を変更した。   | ○全額自費の推計は、患者調査(統計情報部)の推計患者数に医療給付受給者状況調査(旧社会保険庁)の1日当たり点数をかけて入院、入院外、歯科等の割合を求めていたが、医療給付受給者状況調査が廃止になったことから、医療給付実態調査(保険局調査課)に変更した。<br><br>○旧老人保健制度における患者負担の推計に用いる入力データは、老人医療事業月報(保険局調査課)から後期高齢者医療事業月報(保険局調査課)に変更した。 |
|            | (別掲)軽減特例措置                       |   |  |
|            | 70～74歳までの患者負担凍結措置による差額公費負担について   | 医療制度改革により、平成20年4月から70～74歳の方の患者負担が1割負担から2割負担に引き上げられたが、経過措置により1割負担に据え置くこととなった。これにより差額の1割は公費で負担することとなるため、これらの部分につき推計ファイルを変更した。 | ○審査支払機関(国保連、支払基金)に創設された基金のうち、平成20年度の診療分で負担した額を各支払機関の決算報告等から把握し推計した。  |

|  | 変更点   | 概要   | 詳細   |
|--|---|--|--|
| 財源別国民医療費                               | 公費  |  |  |
|  | 後期高齢者医療制度の開始に伴う推計方法の変更について  | 後期高齢者医療制度が、各医療保険制度から独立した医療制度となったため、旧老人保健拠出金は後期高齢者支援金に置きかわり、保険料を独自に徴収するようになった。ただし、公費が給付費の原則5割負担している点は、旧老人保健制度から変わっていない。 | ○原則5割の定率公費負担については推計方法に変更はないが、高額医療費に対する公費負担と低所得者等に対する保険料軽減のための公費負担については、新たに後期高齢者医療制度年報等により別途把握して計上した。   |
|  | 中国残留邦人等に対する医療支援給付及び肝炎治療特別促進事業の追加  | 制度区別で積み上げた金額について、法律に基づく負担割合を乗じて、「国庫」と「地方」の額を推計する。  | ○中国残留邦人等に対する医療支援の国庫負担割合は3/4、肝炎治療特別促進事業の国庫負担割合は1/2とした。  |
| 70～74歳までの患者負担凍結措置による差額公費負担について(軽減特例措置) | 医療制度改革により、平成20年4月から70～74歳の方の患者負担が1割負担から2割負担に引き上げられたが、経過措置により1割負担に据え置くこととなった。これにより差額の1割は公費で負担することとなるため、これらの部分につき推計ファイルを変更した。 | ○軽減特例措置分について、公費(国庫)への計上を行った。   |  |
| 診療種類別国民医療費                             | 保険料   |  |  |
|  | 前期高齢者医療費に関する財政調整  | 主に被用者保険から国保へ退職者が異動することにより生じる前期高齢者医療費負担の保険者間の不均衡を是正するため、前期加入者数に応じて調整する制度(平成20年4月より施行)部分の推計方法を追加した。                      | ○制度ごとに前期高齢者調整額(前期納付金と前期交付金の差額)を医療給付費に足して前期調整後の医療給付費を計算する。協会けんぽ等の定率国庫負担等は、前期調整後の給付費に国庫負担割合を乗じて推計する。<br><br>○後期高齢者支援金については、前期高齢者に係る後期支援金も調整対象になっているため、調整後の制度別支援金をもとに支援金に含まれる公費を推計した。 |
|  | 一般診療医療費   |  |  |
|  | 医療給付受給者状況調査(旧社会保険庁)の廃止による変更   | 医療給付受給者状況調査が平成19年度で廃止となり、医療給付実態調査に統合されたことから、それに伴う推計方法を変更した。  | ○結核と精神の病院診療所別で、政管健保の入院一入院外1日当たり点数を医療給付受給者状況調査から算出していたが、医療給付実態調査に変更したことから、全ての医療制度の入院一入院外1日当たり点数を用いた算出方法とした。   |

|              | 変更点   | 概要  | 詳細  |
|--------------|---|---|---|
| 性、年齢階級別国民医療費 | 医療給付受給者状況調査(旧社会保険庁)及び国民健康保険医療給付実態調査(保険局調査課)の廃止による変更 | 「医療給付受給者状況調査」及び「国民健康保険医療給付実態調査」が平成19年度で廃止となったため、これらを統合した「医療給付実態調査」を用いた推計方法に変更した。      | <p>○平成19年度までは、左記の2調査に加え「医療扶助実態調査」(社会援護局保護課)、「社会医療診療行為別調査」(統計情報部)の4調査を用いて推計を行っていたが、「医療給付実態調査」は全ての医療制度を集計対象としていることから、当該調査+医療扶助実態調査(生活保護)のみの使用に変更した。</p> <p>○医科+歯科のデータ件数はこれまでの抽出4調査の合計約100万件から、約6億7千500万件に増加し、推計精度が飛躍的に向上した。</p> <p>○薬局調剤は「社会医療診療行為別調査」及び「国民健康保険医療給付実態調査」の調剤点数を使用していたが、「医療給付実態調査」の調剤点数に変更した。</p> <p>○これらの変更を踏まえ、推計方法の修正を行った。</p> |
|              | 男女別推計の開始  | 「医療給付実態調査」及び「医療扶助実態調査」は、性別に関する事項も調査対象としており、また、上記のとおり推計精度が飛躍的に向上したことから、新たに男女別の推計を開始した。 | ○年齢階級別(男女別)の集計ファイルを追加作成し、各種関連ファイルとの連携等を行った。   |
|              | 性、傷病分類別一般診療医療費                                      | 医療給付受給者状況調査(旧社会保険庁)及び国民健康保険医療給付実態調査(保険局調査課)の廃止による変更                                   | 「医療給付受給者状況調査」及び「国民健康保険医療給付実態調査」が平成19年度で廃止となったため、これらを統合した「医療給付実態調査」を用いた推計方法に変更した。  |
|              | 男女別推計の開始  | 「医療給付実態調査」及び「医療扶助実態調査」は、性別に関する事項も調査対象としており、また、上記のとおり推計精度が飛躍的に向上したことから、新たに男女別の推計を開始した。 | ○傷病分類別(男女別)の集計ファイルを追加作成し、各種関連ファイルとの連携等を行った。   |